

国内クレジット制度 FAQ の充実について

国内クレジット制度のホームページ(<http://jcdm.jp/>)に掲載している FAQ について、以下の内容の充実を行うもの。

<項目>

- 国内クレジットの活用方法には、自主行動計画の目標達成への活用以外にどのようなものがあるのでしょうか？
- 国内クレジットを償却した場合、省エネ法の定期報告における取扱いはどのようになるのでしょうか？
- 国内クレジットを償却した場合、温対法の報告における取扱いはどのようになるのでしょうか？
- 国内クレジットを償却した場合、法人税の取扱いはどのようになるのでしょうか？
- 自らが保有する国内クレジットを確認するにはどうすればよいのでしょうか？

<内容>

- 国内クレジットの活用方法には、自主行動計画の目標達成への活用以外にどのようなものがあるのでしょうか？

国内クレジットは、自主行動計画の目標達成のほか、試行排出量取引スキームの目標達成、省エネ法の共同省エネルギー事業の報告、温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告に用いることができます。

また、地球温暖化防止や地域貢献への積極的な取組として PR を行うことも可能です。

- 国内クレジットを償却した場合、省エネ法の定期報告における取扱いはどのようになるのでしょうか？

省エネ法において、平成22年4月以降の定期報告から、共同省エネルギー事業の取組状況について書類を添付して報告することができることとされたところです。

国内クレジットを償却した場合は、その償却量を共同省エネルギー量として報告することができます。

国は、定期報告の評価を行うにあたり、共同省エネルギー事業の取組状況を勘案します。

- 国内クレジットを償却した場合、温対法の報告における取扱いはどのようになるのでしょうか？

うか？

温対法において、平成22年4月以降の報告から、実排出量の報告に加えて、調整後温室効果ガス排出量の報告が可能とされたところです。

国内クレジットを償却した場合は、実排出量から国内クレジットの償却量を差し引いた排出量を調整後温室効果ガス排出量として報告することができます。

○ 国内クレジットを償却した場合、法人税の取扱いはどのようになるのでしょうか？

国内クレジットを償却した場合は、償却した日を含む事業年度において、当該国内クレジットの価額に相当する金額を国に対する寄附金として損金の額に算入します。

また、国内クレジットを売却した場合には、売却により生じた損益の額を、その確定した日を含む事業年度の損金又は益金の額に算入します。

○ 自らが保有する国内クレジットを確認するにはどうすればよいのでしょうか？

自らが保有する国内クレジットについては、国内クレジット管理システムの保有口座に記録されており、本WEB サイト上で参照可能です (<http://www.jcdm.go.jp/jcdm/jsp/KO50T010.jsp>)。

国内クレジット保有者には、口座開設時に、国内クレジット認証委員会事務局から、事業者ID、パスワードが送付されますので、それらを使って国内クレジット管理システムにログインし、自らの保有口座情報を確認することができます。